

特定非営利活動法人 日本歯周病学会 企画調査研究助成制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯周病学会研究積立基金規程第2条に基づき、日本歯周病学会（以下、「本学会」という。）が推進すべき大規模多施設研究に発展する可能性のある研究を助成するために必要な事項を定めたものである。

(対象)

第2条 助成対象は、研究の学術的背景が明確で歯周病学分野において学術的な特色があり独創的で歯周病学への貢献度が高い研究とする。

(申請者)

第3条 申請者である研究代表者は、申請時に5年以上の会員歴を有する本学会会員に限り、また研究分担者の半数以上は本学会会員でなくてはならない。

(助成)

第4条 採択件数は、年1件とし、50万円以下の助成金を支給する。なお、助成期間は、1年間とする。

(選考および決定)

第5条 助成対象課題は、選考委員会で審査選考し、理事会の義を経て決定する。

2 選考委員会委員は5名とし、委員は理事長が理事または評議員の中から指名する。ただし、応募者と同一講座（あるいは分野）に所属する理事および評議員は選考委員になれない。

3 委員長は委員の互選とする。

4 選考基準は別に定める。

(義務)

第6条 研究代表者は、所定の成果報告書と会計報告書を本学会に提出するとともに研究期間終了年度の翌年度の本学会学術大会において報告し、大規模多施設研究のための研究計画書を提出する義務がある。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は平成20年4月24日より施行する。

2 この規程は平成24年5月17日より施行する。

企画調査研究助成制度施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会企画調査研究助成制度規程第5条第4項の規定により、企画調査研究助成制度の実施に関して必要な事項を定めたものである。

(申請)

第2条 応募者は、締切日までに別に定める書類を添えて申請する。

(選考基準)

第3条 選考基準は次のとおりとする。

- (1) 研究の学術的背景が明確であること。
- (2) 歯周病学分野において学術的な特色があること。
- (3) 創造的であること。
- (4) 歯周病学への貢献度が高いこと。

附 則

1 この細則は平成20年9月26日から施行する。

2 この細則は平成24年5月17日から施行する。